



## Osaka Gakuin University Repository

Title	人と初期の部と王権 The Relation of the initial stage of 'Hito' and 'Be' and the Kingship in the 5th century
Author(s)	中田 興吉 (Nakada Kokichi)
Citation	大阪学院大学 人文自然論叢 (THE BULLETIN OF THE CULTURAL AND NATURAL SCIENCES IN OSAKA GAKUIN UNIVERSITY), 63 : 44-26
Issue Date	2011.09.30
Resource Type	Article/ 論説
Resource Version	
URL	
Right	
Additional Information	

# 人と初期の部と王権

中 田 興 吉

## はじめに

かつてウヂの名の末尾に「人」を付すいわゆる人姓がおこなわれていた。直木孝次郎氏はこの人姓を

第一類（職業と関係あるもの）二〇氏

県主人、江人、大田人、川人、国造人、\*倉人、\*酒人、\*穴人、島人、園人、杣人、\*手人、寺人、\*舎人、丹人、服人、氷人、三宅人、\*神人、湯人

第二類（氏族または種族名と関係あるもの）一三氏

- a 領有氏族系 粟人、生江人、凡人、丹生人
- b 国内異族系 \*肥人、\*隼人
- c 帰化氏族系 \*漢人、韓人（辛人）、高麗人（狛人）、新羅人、唐人、秦人、御間名人

第三類（意味不明のもの）一氏

阿漏人

（\*が付いているものは、複姓となっているものを示す）と整理し、主な人姓として第一類の倉人、舎人、酒人、穴人をあげ、その特徴からA類、B類、C類に分け、A類を六世紀前半、B類を六世紀中葉、C類を六世紀後半を中心として成立したととらえるとともに、人姓によって組織されていた大化前代の官制を人制と定義した<sup>①</sup>。しかし埼玉県稲荷山古墳出土の鉄剣に「杖刀人」<sup>②</sup>、熊本県江田船山古墳出土の鉄刀に「典曹人」<sup>③</sup>とあり、いずれも「獲加多支鹵大王」<sup>④</sup>ワカタケル大王<sup>⑤</sup>雄略天皇と関連させていること、稲荷山古墳出土の鉄剣が「辛亥年」<sup>⑥</sup>四七一年の年紀をもつことは、人制が五世紀後半には成立していたことを示すものである。

この人制について吉村武彦氏は、人制が漢文表記にもとづくのに対

[一]

して、部民制下の職業部や名代・子代が和文表記にもとづいていることから、人制の起原を中国に求め、それが後に百済からもちこまれた部民制へ転換したとみている。<sup>(4)</sup>

しかし表1をみていただきたい。これは「人」をも含めて「部」に関連するものがどのような形で『日本書紀』（以下、単に『書紀』とする）に登場するかを、応神朝から雄略朝までに限って拾ったものであるが、雄略朝までの段階に「人」とともに「部」が登場するのである。<sup>(5)</sup>『新日本紀』巻第十六、秘訓一には「鏡造部」について、忌部や物部とは異なり「不<sup>レ</sup>読<sup>二</sup>部字<sup>一</sup>」とみえることなどから、「部」が読まれなかった可能性も指摘されているが、「部」を付されたものが散見されることが注意される。

この点、鎌田元一氏は、記紀を除いて「部」が登場する最初の例が六世紀の島根県岡田山一号墳出土の鉄地銀象嵌「額田部臣」銘大刀<sup>(7)</sup>であることを重視し、六世紀以降に人制から部民制へと変化したとみて、五世紀代の「部」を認めていない。<sup>(8)</sup>しかしはたして表1にみえる「部」は全く信がおけないのであろうか。

以下、この「人」と部民制以前の「部」がどのように展開され、また王権といかに関わったのかについて論じることとしたい。

表1 応神朝から雄略朝にかけての「人」と「部」の関係史料

年月 <sup>注1</sup>	記事 <sup>注2</sup>
応神 五年 八月	諸国に令して海人及び山部を定める
七年 九月	高麗人・百濟人・任那人・新羅人の来朝。韓人が池の築造
一四年 二月	百濟王、縫衣工女を貢ぐ
仁徳 七年 八月	壬生部、葛城部
一二年 八月	盾人宿祢
一三年 九月	茨田屯倉に春米部
一六年 七月	舍人
四三年 九月	依網屯倉の阿弭古、異鳥を献上、鷹甘部を定める
履中 四年 八月	諸国に国史
五年 九月	河内飼部
五年一〇月	車持部、充神者
六年 正月	藏職を置き、藏部を定める
允恭 二年 二月	皇后ために刑部を定める
七年 二月	舍人
一一年 三月	諸国の国造等に命じ衣通郎女のために藤原部を定める
四二年 正月	新羅が楽人等を貢上
四二年 一月	倭飼部
雄略前紀安康三年 八月	大舍人、舍人
雄略 二年一〇月	虞人に命じて狩獵、御者大津馬飼、膳夫、穴人部の設置、厨人
二年一〇月 是月	史戸・河上舍人部の設置、史部

三年 四月	湯人
四年 八月	虞人に命じて狩獵
七年 是歳	新漢陶部高貴等を上桃園などに安置 吉備臣弟君、百濟より還りて、漢手人部・衣縫部・穴人部を献上
八年 二月	新羅人を典馬とする
九年 五月	新羅で小鹿火宿祢の掌る兵馬・船官及び諸々の小官、韓子宿祢の掌る官、家人部
一〇年 九月	筑紫水間君が贖罪のため養鳥人を献上
一〇年一〇月	筑紫水間君献上の養鳥人を軽村などに安置
一一年 五月	川瀬舍人
一一年一〇月	鳥官の禽が狗に喰われる、鳥官を鳥養部とする
一三年 九月	木工章那部
一四年 四月	漢衣縫部の設置
一四年 四月	舍人
一四年 四月	有司に命じて根使主の子孫の半分を大草香部民として皇后に封し、半分を茅渟県主に賜いて負襄者とする
一六年一〇月	漢部
一七年 三月	土師連の祖吾筥の進めた民部を贄土師部とする
一八年 八月	菟代宿祢の所有てる猪名(使)部を奪い物部目連に賜う
一九年 三月	穴穂部の設置

注1 記事を単位としたため、同年同月のことでも異なる記事として扱われているものについてはそれぞれ独立させている。

2 単に〇〇部などあるのは、肩書きとしての登場、ないしはそれに準じたものであり、人名の一部としての部はさかのぼって記されている可能性もあるため、除いた。なお、人制・部制以外の組織であつても参考までに収めた。また、雄略一二年一〇月条に「一本云」として「猪名部」が見えるが、「誤」と註記されているので省いた。

### 一 「人」の伝来

まず「人」を付した制度がいつ、どのようにしてもたらされたのかと言う問題から検討することとしたい。吉村武彦氏は中国にその起源を求めているが、『周礼』は「天官冢宰」として庖人、享人、獻人、獸人、鼈人、腊人、酒人、漿人、凌人、刃人、醢人、醢人、宮人、幕人、闈人、寺人を掲げ、また「地官司徒」として封人、鼓人、牧人、牛人、充人、遺人、均人、調人、質人、遂人、稍人、委人、草人、稻人、迹人、汧人、角人、圉人、場人、廩人、舍人、倉人、舂人、饔人、廩人を掲げている。また『史記』卷三十四、燕召公世家第四に「啓人為吏」とあり、その注に「人猶臣也。謂以啓臣為益吏。」とあることが注意される。この時代には「人」に「臣」の意味もあつたのである。降つて『晋書』卷二十四、志第十四、職官には「諸公及開府位從公加兵者、増置司馬一人、秩千石、從事中郎二人、秩比千石、主簿、記室督各一人、舍人四人、兵鑿、士曹、營軍、刺姦、帳下都督、外都督、令史各一人。」「諸公及開府位從公為持節都督、増參軍為六人、長史、

司馬、從事中郎、主簿、記室督、祭酒、掾屬、舍人如常加兵公制。」とあり、「舍人」が「諸公及開府位從公加兵者」・「諸公及開府位從公為持節都督」のために置かれていたことが知られる。また『宋書』卷三十九志第二十九百官上（以下百官志上とする）からは魏元帝咸熙中、晋文帝の時以来、「舍人」が置かれていたこと、同書卷四十志三百官下からも「中書通事舍人四人」が置かれていたこと、また晋の時から中書令のもとに「舍人」が置かれていたこと、さらに太子のために「中舍人四人」、「舍人四人」が置かれていたことなどが知られるのである。

このことは、宋において展開されていた「舍人」の制度が所謂倭の五王の遣使にもなって伝えられた可能性があることを意味する。特に宋から五王に対して安東將軍をはじめとした將軍号が授与されているが、中国では「諸公及開府位從公為持節都督」などのために「舍人」が設けられているのである。倭の五王が將軍号を授与されたことにともない、この「舍人」の制度も伝来したとしても不思議ではない。実際、表1に見えるように、允恭朝には「舍人」が見えているのである。允恭朝には「舍人」の制が導入された可能性があるのではないかと推察される。この経緯であるが、允恭が「ワケ」を称することを停止し、「大王」を称した人物であることを思うと、「大王」にふさわしい組織として「舍人」を導入し、またそれを周囲に認めさせたと考えられないであろうか。すなわち、宋において「舍人」組織が展開されていたことは允恭以前の讚・珍も遣使を通して知っていたが、その導入までに

はいたらなかった。それを允恭は乗り越え、王に仕える存在としての「舍人」を置いたのである。<sup>14)</sup>

ただここで問題となることは、『宋書』が「舍人」以外の「人」については積極的に記していないことである。そうであれば、「舍人」から「人」の拡大を説くことは難しくなるが、事実、表1からは「人」が「舍人」以外に直ちに及んだとは言い難い状況がうかがえるのである。このことからして、允恭朝には「舍人」の制が展開されたとは言っても、「人」が他の奉仕者にまで及んだかは不明であると言わなければならない。「人」制が允恭朝に結実していたとは言い難い状況にあるのである。

となると、いつから「人」が本格的に導入されたかが問題となるが、注意されることは、『書紀』允恭四二年正月条に

新羅王聞天皇既崩而驚愁之。貢上調船八十艘及種種樂人八十。泊于難波津。則皆素服之。悉捧御調。且張種樂器。・・・

と、允恭の死を知った新羅が「樂人」などを貢上してきたと見えることである。この新羅との交流は允恭がそれまでの百濟重視の外交を一時的に新羅重視に転換した結果を受けてのことであるが、問題はこの「樂人」と「人」との関係である。後文に「樂器」が見えることからして、「樂人」の「人」が人制と直接的な関係にない可能性もある。

しかし『書紀』が欽明一四年六月の勅に<sup>15)</sup>応じて、百濟が翌年二月に「易博士施德王道良。曆博士固德王保孫。医博士奈率王有俊陀。採菓

師施德潘量豊。固德丁有陀。楽人施德三斤。季德己麻次。季德進奴。

対德進陀。」を貢したと記していることが注意される。「楽人」が施德、季德、対德といった官位を有していること、また「易博士」など同列的に扱われていることからして、単なる楽器演奏者以上の意味があり、官における組織を反映したものと考えられる。とすると、先の新羅の「楽人」もこれに準じて考えることができるのではないか。新羅や百済では「楽人」組織を設けていたのである。ただ、「楽人」が中国の史料に確認できないことからして、恐らくそれは中国の「人」制に由来し、新羅・百済それぞれの地において発展的に組織されたものであろう。

この「楽人」が新羅から允恭の死に際して貢上されたのである。このことに刺激され、「人」の導入が進んだのではないか。すなわち、先にふれたように允恭は「大王」にふさわしい組織として「舍人」を導入したものの、宋において「人」が「舍人」以外に及んでいなかったこともあり、拡大することはなかった。しかし允恭の死に際して新羅が「楽人」を貢上してきたことよって新羅に「人」制が展開されていることを知り、そのことに刺激され、安康朝以後、実質的には雄略朝にその「人」制の本格的な導入がはかれることとなったのではないか。

## 二 「人」と王権

この「人」は具体的にどのようなように展開されたのであろうか。王に対する代表的な奉仕の一つとして王陵築造時における協力をあげることができようが、このような王に対する奉仕は労力の提供に限らず、広範囲に及んでいたのである。このような奉仕は鎌田元一氏によれば、弥生時代に遡るのであり、その奉仕及び奉仕者はトモと呼ばれていた<sup>(18)</sup>のであるが、注意されることは、王に対する奉仕は一方的に要求されるものではなく、王に対する奉仕と、奉仕を指揮・統率した人物の地位の確認が相互互恵的な関係にあったと考えられることである<sup>(19)</sup>。この点、『書紀』雄略一〇年九月条は

身狭村主青等將<sub>レ</sub>吳所<sub>レ</sub>獻<sub>二</sub>鵝<sub>一</sub>到<sub>二</sub>於筑紫<sub>一</sub>。是鵝為<sub>二</sub>水間君犬<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>嚙死。由<sub>レ</sub>是。水間君恐怖憂愁。不<sub>レ</sub>能<sub>二</sub>自默<sub>一</sub>。獻<sub>二</sub>鴻十隻与養鳥人<sub>一</sub>。請<sub>二</sub>以贖<sub>レ</sub>罪。天皇許焉。

と、筑紫水間君が贖罪のため「養鳥人」を献上したとする。贖罪として「人」を差し出し、奉仕させることよってその地位が保全されるのであり、ここに「人」としての奉仕と地位の確認が相互互恵的な関係のもとに展開されていることを具体的にみることができよう。

その奉仕のあり方を当面している五世紀にみると、当初、王は地方の有力者と統治を分けあい、彼らとともに「ワケ」を称していた<sup>(20)</sup>のであるが、王はその一方で地方の統率者である「ワケ」などに各種の奉仕トモを求めたと考えられる。この「ワケ」に対する奉仕要求は、

統治を分けあうと言うことに制約されて、後世のそれと比較してゆるやかなものであり、儀礼的な域を超えないものであったと推測される。この一方、「ワケ」が果たす奉仕の種類は、その支配する広範な地域からの奉仕であったがために、一つの種類に限られることはなく、複数の分野に及ぶものであったと考えられる。この地方統率者たる「ワケ」は、允恭が「ワケ」を称さず、「大王」と称したことによって消滅していくが、しかし「ワケ」を引き継いで地方統治を委ねられた有力者は、かつての「ワケ」が果たしてきた奉仕を引き継ぎ、各種の奉仕を展開するのである。

これらの奉仕と「人」との関係であるが、「人」の場合、先の直木孝次郎氏の第一類が内廷を中心とした特定の職務と関連することが注意される。このことは特定の職務に奉仕する者が選出されて「人」として組織されたことを意味する。王権の強化にともない、王権の内廷を中心とした特定の職務への奉仕が新たに求められたのである。かつて王権への奉仕は一括してトモと呼ばれていたのであるが、王権の強化にともなって内廷を中心として新たな組織や体制の整備が求められたのであり、それを允恭朝の「舍人」以降、「人」として特別に組織していったのである。<sup>22)</sup> 換言するならば、王権の強化は内廷の拡大化をもたらしただのであるが、王権はそれを「人」を中心とした奉仕によってまかなおうとし、「ワケ」を引き継いで地方を統治していた有力者の地位確認と「人」の奉仕互恵的に交換したのである。

なお、このように考えて問題となるのは、先の直木氏の言う第二類

の「人」の存在である。この第二類の「人」は氏族名や国内異族・渡来者集団名などと関係あることからして、従来から王権に組み込まれ、王陵築造などに奉仕してきた一般的な集団と異なり、新たに王権に帰属し、奉仕を求められた存在と考えられる。その意味では、新たな帰属集団を、展開しつつある「人」として組織したものとみなすことができるが、このことを「人」とされた氏族の動向からみてみよう。いま、「人」氏族ならびに「人＋○（カバネ）」氏族を『新撰姓氏録』<sup>24)</sup>に拾うと、表2・3のようになる（未定雑姓を除く）。「人」氏族は諸蕃に多いものの、渡来者の出身地に由来するものを除くならば、右京の惊人、大和の日置倉人、摂津の蔵人、河内の河原蔵人に限られることが注意される。クラの出納に限って特別に組織されたことに端を発することが推測されるのである。<sup>25)</sup> これに対して河内の江人・三宅人は神別氏族であり、摂津・河内の神人は皇別氏族であり、諸蕃ではないこと、また「人」姓者を統括したであろう「人＋○」氏族が諸蕃に少なく、神別・皇別氏族に多いことが注意される。このことは皇別、神別といった、いわば土着氏族にも「人」姓者が多かったことを反映したものである。土着の、かねてトモとして奉仕していた人びとをまず職掌に応じて「人」として組織し、それを「漢人」・「秦人」などの新来の渡来者や、「阿多隼人」・「大角隼人」と言った国内の新たな帰属者集団にも適用していったのではないか。

もちろん、中国の「人」制度が朝鮮半島ですでおこなわれ、それが倭国へもたらされ、それが隼人などにも適用されていた可能性は

表2 「人」氏族の出自と分布

出自	地域	氏族名
皇別	撰津 河内	三宅人 江人 <sup>※1</sup>
神別	山城	阿多隼人
	大和	大角隼人
諸蕃	撰津	神人・神人 <sup>※2</sup>
	河内	神人
	右京	漢人・掠人・秦人
	大和	日置倉人
	撰津	葦屋漢人・韓人・蔵人・高安漢人・秦人
	河内	河原蔵人・秦人

※1江首に付される形で登場  
2二箇所に登場

表3 「人+カバネ」氏族の出自と分布

出自	地域	氏族名
皇別	左京	坂田酒人真人・完人朝臣・間人宿祢
	右京	阿閉間人臣
神別	山城	間人造
	大和	酒人真人
	河内	酒人造
諸蕃	左京	中臣酒人宿祢・間人宿祢・桧前舍人連
	右京	六人部
	山城	六人部連
	撰津	六人部連
	河内	身人部連
	大和	園人首
	和泉	六人部連

ある。すなわち朝鮮半島などからの新たな帰属者集団を「人」として組織していくのであるが、王権は支配権の強化や拡大にもなっており、それまでは王権の統率下になかった人びとをも王権のもとに組み込んでいく。この時、従来のトモと区別し、その居住地にちなんで「地名+人」を誕生させ、それが他のトモに及ぼしていった可能性はある。しかし地名を呼称とすることは、地名を冠した氏族の存在からして古

くからおこなわれていたものと考えられる以上、単に地名を呼称とすること、「人」姓を与えて組織することとは異質であることに注意が必要であり、その意味では「人」は「舍人」に端を発したものと考えられるのである。

ところで、右に触れた姓の使用については、倭の五王が冊封されるにあたって必要とされたこと、それでそれを国内の有力者にも適用していったと考えられる<sup>(26)</sup>。このことからすると、(一)かつて王権は特定の統一の呼称のないままに各地からの奉仕者をトモとしていたが、いわゆる倭の五王による宋への遣使にもなっており、王権が強化され、内廷の拡大、ひいてはトモの拡大をみた、(二)しかし特定の呼称のないままでは拡大したトモの整理がつかなくなり、そこで特定のトモには特別の呼称を与えて組織することとなったが、それが「人」であった、と推定される。以前は一時的に奉仕するに過ぎなかったため、特別の呼称までは必要なかったのかもしれない。しかし、内廷の拡大は、各地から恒常的な奉仕を必要とし、各地から多くのトモが参集することとなり、これを整理するために特別な呼称が必要とされ、「人」が展開されることとなったのである。そしてそれは内廷に留まらず、渡来者や隼人などの新たな帰属者集団などにも拡大されていったのである。「人」姓者を統括したであろう「人+カバネ」姓が諸蕃に少なく、神別・皇別氏族に多いことは、これに抵触しない。

この「人」としての奉仕と、「人」といった奉仕者を出す集団との関係がどのようになっていたかである。この点、先の『書紀』雄略一

○年九月条の「鴻十隻」のために「養鳥人」が贖罪として献上されていることを考慮するならば、集団内の複数の人びとが「人」とされた可能性が高い。これに対して熊本県江田船山古墳出土の鉄剣に「典曹人」とあることは、当人が直接「典曹人」として奉仕することを意味する。「典曹人」として奉仕することと引き換えに在地における地位が認められるのである。<sup>(27)</sup>このように「人」には当人が直接赴いて奉仕する場合と、その率いる複数の人びとが王のもとに赴いて特定の奉仕をおこなう場合があったのであるが、いずれにせよ、ともにその特定の奉仕を請け負ったこととの引き換えに、在地での地位が確認されるものであった。その「人」は王に恒常的に近侍して奉仕する関係上、王と濃密な関係を形成・維持することにもなった。すなわち王と各首長の関係は相互互恵的契約によるものであり、地域における政治権力確立のために「人」となって奉仕し、その一方で王による地位の確認を受ける関係のもとに「人」制が展開されたのである。<sup>(28)</sup>

この「人」がどこに属したかであるが、注意されることは「鳥官」の禽が狗に喰われたので鳥養部としたとの『書紀』雄略一一年一〇月条の記事である。先に「養鳥人」の設置をみたが、「鳥官」はそれに対応した「官」であろう。『書紀』雄略九年五月条には「小鹿火宿禰所<sub>レ</sub>掌兵馬船官及諸小官」があり、同じく顕宗元年四月条に「山官」などが見えること<sup>(29)</sup>、また雄略七年八月条に朝廷が使用していた者を「官者」としていることは、「官」が形成されていたことを示す。しかしその「官」は「鳥官」などのように細分されている場合と、「官

者」のように漠然とただ「官」とされている場合とがあったのであり、このように漠然「官」とされるにすぎないような所にも出向いて「人」は奉仕したのではないか。<sup>(30)</sup>

この点、伊藤氏氏は「典曹人」は倭王の家産制的組織に発達した官制であり、人民統治のための官僚制ではなく、また「杖刀人」は人民の武装とは区別されるが、倭王の家産制的組織に編成された軍事力にすぎず、首長の人格的支配を基礎に徴発された武力であり、領域による住民の区分、あるいは行政機構にもとづいて編成される公的権力ではないとし<sup>(31)</sup>、また、吉田晶氏も「人」それぞれが併立的で、全体としては組織化していたとは考えられず、「人制」は宮廷内の原初的制度ではあっても、王権による「国家統治」のための制度とは程遠いものであった、と説いているが、そのようなものではあれ、王権が奉仕してくる人びとを「人」として整備したことを評価すべきであろう。

### 三 「部」の伝来

では表1にみえる「部」はいかに考えられるであろうか。先にふれたように記紀以外では鳥根岡田山一号墳出土の「額田部臣」銘大刀においてはじめて「部」が登場することから、部民制以前のこの初期の「部」を認めない見解が有力であるが、表1はそれを否定するのである。問題はこれが事実を反映したものであるかであるが、注目したいのが物部姓の存在である。

倭の五王が宋王朝から冊封を受けるには氏姓を必要としたが、<sup>(33)</sup>『宋書』倭国伝によれば珍や済はそれぞれ「倭隋等十三人」、「二十三人」に除爵を願ひ出ている。坂元義種氏は、これに先立って二人は宋王朝に倣って国内の豪族を「除爵」していたと考えている。<sup>(34)</sup>この時、豪族は冊封に倣ってウチ名を必要とされたのであり、そのウチ名は早いものは済の時代<sup>(35)</sup>允恭朝には成立していたのであり、それは以後、<sup>(36)</sup>中樞の豪族から末端の豪族へと順次拡大していったのであった。<sup>(37)</sup>

物部姓を帯びた初期の人物に『書紀』履中三年一月条に登場する物部長真膽連がある。<sup>(38)</sup>この記事は稚桜部氏の誕生説話にも、また履中の宮号説話ともなっているのであるが、稚桜部は『書紀』履中元年二月条にみえる履中の磐余稚桜宮に対するものであることからして、履中朝を遠く離れて置かれたものとは考えられない。表1に見えるように安康のために穴穂部が雄略一九年三月に設置されていることからすると、生存中に稚桜部が設置されたとはやや考えがたく、その意味では允恭朝以降のこととなろうが、その稚桜部に先立ち、物部姓が成立していたことが前提となっている。先に指摘したようにウチ名の成立が允恭朝以降に求められることを考え合わせると、允恭朝には物部姓が成立していた可能性があるのであり、とすれば、その頃には「部」も展開されていたこととなるのである。

この点、多くの論者が物部の「部」を部民制と結びつけて解釈し、<sup>(39)</sup>その部民制の開始が六世紀のことと解されている現在、物部姓も六世紀、早くても五世紀末のことと解している。<sup>(41)</sup>しかし平野邦雄氏は葛城、

平群、巨勢などの地名を負うウチの成立は五世紀後半のことであり、大伴・物部・忌部などの負名ウジの「觀念」が生まれてからあとのことであるとおもわれるとする。<sup>(42)</sup>初期の「部」が導入されていたの立場からは平野邦雄氏の見解が注意されるのであり、部民制以前に「部」が導入され、それに由来して物部姓などが設けられた可能性は否定できないのではないか。

この物部姓に加えて、『書紀』允恭二年二月条は允恭が皇后忍坂大中姫のために刑部を置いたとするが、その刑部が山背、御野などに集団で居住していること、<sup>(43)</sup>また『書紀』允恭一年三月条において允恭が皇后の妹衣通郎姫の名代として設定した藤原部も東国に集団的に存在していること、<sup>(46)</sup>『古事記』允恭天皇段が刑部とともに軽太子のために軽部を定めたことと記していることが注意される。刑部<sup>(44)</sup>オサカベは敏達皇子押坂彦人に通じるから、後世の仮託と取れないこともないが、軽部については「軽」と名のつく者が允恭の軽太子とその妹軽大娘皇女を除くならば、七世紀の孝徳、文武の幼名にしか求められないことからして、当該時期に設定された可能性が高く、<sup>(47)</sup>したがって、これらの存在は允恭朝には「部」が設置されていたことを示すのである。<sup>(48)</sup>この点、表1にみえる履中朝における「部」の痕跡に着目するならば、履中朝にその兆しが認められると言えよう。

したがって允恭朝には「部」が導入されていたと考えられるのであるが、この「部」はどこからもたらされたのであろうか。この点、注目されるのは『宋書』百官志上に

吏部尚書領吏部、刪定、三公、比部四曹。祠部尚書領祠部、儀曹二曹。度支尚書領度支、金部、倉部、起部四曹。左民尚書領左民、駕部二曹。都官尚書領都官、水部、庫部、功論四曹。五兵尚書領中兵、外兵二曹。

とあり、続けて三国時代の魏には「吏部、駕部、金部、虞曹、比部、南主客、祠部、度支、庫部、農部、水部、儀曹、三公、倉部」などが設けられていたと記されており、官司や部局が「部」と表記されていたのである。

問題はこの中国の制度が倭国にもたらされたのか、と言うことである。従来は百済から部の制が伝えられたとみて論が展開されてきた。すなわち吉村武彦氏は、表1では「養鳥人」から「鳥養部」へと変化していることなどから、人制が漢文表記にもとづくのに対して部民制下の職業部や名代・子代が和文表記にもとづいているとして、漢文表記にもとづく人制の起原を中国に求め、後に百済からもちこまれた和文表記の部民制へ転換したとみている<sup>(49)</sup>。

その部民制であるが、津田左右吉氏や平野邦雄氏<sup>(50)</sup>が注目しているのが『周書』巻四十九、列伝四十一、異域上、百濟（以下、『周書』百濟伝とする）の記載である。それには

各有部司、分掌衆務。内官有前内部、穀部、肉部、内掠部、外掠部、馬部、刀部、功德部、菓部、木部、法部、後官部。外官有司軍部、司徒部、司空部、司寇部、点口部、客部、外舍部、綱部、日官部、都市部。

とあり、官司の名を「部」と称していたことが知られ、その中には穀部、肉部、馬部、刀部、菓部、木部などの名が見えているのである。

百濟伝は、続けて「都下有万家、分為五部。曰上部、前部、中部、下部、後部。」と記しているが、百濟の都下を五部に区画するそれは官司制の五部の後に発生したものであることを考慮するならば、百濟の

泗泚遷都（聖明王一六年）<sup>(51)</sup>以後のことを反映している可能性がある<sup>(52)</sup>。

しかし『書紀』継体一〇年五月条に「前部木菟不麻甲背」なる人物が登場することが注意される。この「前部」から泗泚遷都以前にもそれが制定されていたと考えられ、したがって平野邦雄氏が指摘するよう<sup>(53)</sup>

に五世紀後半には百濟内官十二部制が成立していた可能性があり、かりにその成立が五世紀後半より遅れるにせよ、それに先だって早熟

的な部制を百濟が準備していた可能性はないか。この点、『書紀』雄略七年是歲条に百濟から貢された「今来才伎」を倭国の吾礪廣津に安置したところ、病死する者が多かったのだ<sup>(54)</sup>

由<sup>(55)</sup>是天皇詔大伴大連室屋。命<sup>(56)</sup>東漢直掬。以<sup>(57)</sup>新漢陶部高貴。鞍部堅貴。画部因斯羅我。錦部定安那錦。詛語卯安那羅。遷<sup>(58)</sup>居于

上桃原。下桃原。真神原三所<sup>(59)</sup>と、「新漢陶部高貴」等を桃原、下桃原、真神原の三所に遷居させた

とあることが注意される。ここにみえる陶部、鞍部、画部、錦部が百濟の制に見えないことからして、百濟で早熟的な「部」が展開されていたのではないかと考えることもできるが、しかし陶部、鞍部、画部、錦部が宋において見あたらないうことからすると、百濟は宋との交通を

通して、宋に展開されていた「部」の制を導入し、それを独自に展開させ、雄略七年にその一端が伝えられた可能性もあるのではないか。

以上のようにみえてくると、雄略朝には百済を通して「部」の制度が伝わった可能性があるとと言えるが、このことに関して夙に津田左右吉氏は、先の『周書』百済伝の記載はよほど整頓された時代のものであり、この百済で「部」の称がいつから始まったかは明らかではないとしながらも、六朝時代の中国の官制において尚書の部局に「部」と称するものがあるから、それに由来したらしいもので、かなり早くからおこなわれていたとし、朝廷の記録をとっていた百済の「帰化人」がその本国の習慣を適用して倭国で展開されたものであろうと説いている。<sup>(57)</sup> これによれば百済を通して中国の「部」の制度が雄略七年以前にも伝えられた可能性があるとと言える。もちろん後の部民制とは異なるもので、官司名の末尾に「部」を付したものである。

しかし、雄略七年以前のことを想定するのであれば、宋への遣使を通して、宋で展開されていた「部」の制を知り、それに倣ったものと考えざるべきであろう。先に述べたように、允恭朝には百済と袂を分かっていたことからすると、百済から個人的に渡来してきた人物が「部」を伝えた可能性は皆無ではないが、百済で允恭朝と並行する時代に「部」の制が展開されていた確証がないことからすると、無理が生じる。その意味では倭の五王の遣使により、宋で展開されていた「部」の制度を知り、倭国で独自に展開させた可能性が高いと言えよう。<sup>(58)</sup> 先に允恭朝の頃に物部姓の成立や刑部、藤原部、軽部の展開を推

測したが、そのこととも矛盾しない。<sup>(59)</sup>

この点、狩野久氏は四世紀末から五世紀初めにはじまるヤマト王権の全国征服の過程において被征服集団が王宮に奉仕することを求められて部民の一種である名代が設置されるが、その時期を五世紀前半から六世紀末に求めている。<sup>(60)</sup> 五世紀前半から部民制が開始されていたとみているのであるが、しかし初期の官司としての「部」と後世の部民制を同一視しているのではないか。名代としての刑部など、宮を維持するために「部」が設置されたことと、その「部」とされた人びとの範囲が直接の奉仕者であるのか、背後の資養者集団を含むものであったのか、分けてとらえる必要があると考える。したがって当初は官司としての「部」の制度のみの導入したのであり、王権のもとに組み込まれた集団の代表者はそこにおいて複数の奉仕を服属したことの証として求められたのである。

このようにみると履中、允恭の時代に宋への遣使を通して「部」の制度を知り、導入していったと考えられるのであるが、先にふれた「官」との関係が問題となる。「官」の下に「人」が王権に対して奉仕したと考えたが、「部」は「官」といかなる関係にあったのか。この点、注目されることは初期に「部」の付された例が刑部、藤原部、軽部と言った後に名代、子代とされる機関であることである。これらはいずれも王権の強化にともなって王権のために新設された機関と位置づけることができるが、そのような機関に限って、宋に倣って「部」を付したと考えられるのではないか。すなわち「官」は王権の内廷に

対応して設けられたが、「部」はそれとは別の名代、子代などに対して準備されたのである。<sup>(61)</sup>しかし允恭朝はその整備が開始された時期に当たることからして、この段階に「部」が本格的に設置されたとは考えられない。

したがって「部」の本格的導入は、允恭の死後、倭国の外交が再び百済を重視し、その百済が「部」制を模索していたことを知った雄略七年以降のことであろう。先に新羅に刺激されて「人」の制が導入されたのではないかとみたが、百済との外交を復活させた政権は、百済の姿勢をみて、もしくは勧めにより「人」に並行して「部」を本格的に導入することとしたのではないか。雄略は「治天下」を称した大王であるが、その名にふさわしい統治組織の構築を目指し、新羅に刺激された「人」と百済に刺激された「部」双方の展開をはかり、王権に関わる機関に当て、国内統治組織の整備をはかったのである。

#### 四 「部」と王権

このように允恭朝頃から王権のための機関として「部」が導入され、それは雄略朝に拡充されていったのであるが、注意されることは、雄略一四年に設置された大草香部である。『書紀』雄略一四年四月条は、罪のあった根使主を殺害した上で、

天皇命有司二分子孫。一分為大草香部民以封皇后。一分賜茅渟県主為負囊者。即求難波吉士日香香子孫。賜姓為

大草香部吉士。

としたと記す。根使主の子孫の半分が「大草香部民」として皇后に「封」じられているのであるが、「大草香部」としたとは記されていないことが注意される。その子孫の半分は新設された「大草香部」なる機関に奉仕する人びととされたのであり、それを「大草部」を冠する氏族が管理することとなったのである。茅渟県主に与えられて「負囊者」とされた者には「部」が付されていないことと対比してみるとその差はより鮮明となる。茅渟県主に与えられて「負囊者」とされた者は「部」に奉仕することを想定されておらず、ために「負囊者」とされたのである。とするならば、王権のために「部」が設置されたのであるが、それに奉仕する者も「部」とされたと言うべきであろう。<sup>(62)</sup>

この点、島根県岡田山一号墳出土の鉄地銀象嵌「額田部臣」銘大刀にはじめて「部」が登場するにすぎないことから、この初期の「部」が認められていないことが問題となる。確かに金石文のあり方からみると、そのようにみなせないではない。しかし当時の中国や朝鮮半島では「部」が「人」とともに展開されていたのである。その「人」が五世紀末の倭国で確認されることは、「部」も早くから伝来していた可能性を示すものである。

このようにとらえて注意されることは、『書紀』が「部」とされる人びとが朝鮮半島から渡来したとするものの、『新撰姓氏録』から部姓者を見る(表4)と、諸蕃に「部」をとどめる氏族が少ないこと、その一方で土着の氏族に「部」とされているものが多いことである。



態はどのようなものであったのであろうか。この「部」とされた機関も「官」とされた可能性は先の「官者」が外廷に関わるのか不明であることから否定できないが、この「部」とされた人びとは「人」とは異なり、その機関に対してある意味特定の奉仕を展開するものの、その中の特定の業務に特定の者が就くと言うことはなかったのではない。集団で「部」の付された機関の求める複数の分野に及ぶ奉仕に携わったのではない。機関である「部」の求める奉仕である以上、そこに奉仕する人びとは「人」のように特定の奉仕のみを展開するのではなく、それは「○○部」として、との限定はつくものの、広汎な種類の奉仕に及んだのであり、少なくともその奉仕形態は「人」と一線を画したものと考えられる。単に特定の種類の奉仕を奉仕するのではなく、大草香部や穴穂部などをあてがわれた個人または機関が求める種々の奉仕を一括して請け負ったのである。「部」としての奉仕の範囲は「典曹人」や稲荷山古墳出土の鉄剣の「杖刀人」、そして「養鳥人」などと対比すると、限定されていなかったのではないかと考えられることとなる。「人」はその性格上、特定の者が特定の奉仕を請け負う傾向が強かったのに対して、「部」は複数の内容の奉仕を集団で請け負う傾向が強く、従来のトモの性格を強く受け継いだと言えるものであったのである。

### おわりに

以上述べたことを簡単にまとめると、

一、允恭は「大王」にふさわしい組織として「舍人」を導入したものの、宋において「人」が「舍人」以外に及んでいなかったこともあり、拡大することはなかった。しかし允恭の死に際して新羅が「人」制を展開させていることを知り、安康朝以後、その「人」制の本格的な導入をはかることとなった。

二、かつて王に対する奉仕としてトモの制があったが、王権の強化にともなう内廷の拡大は、新たな奉仕などを必要とし、これに応じて「人」が展開されることとなった。その「人」としての奉仕は地方を統治していた有力者の地位確認と互恵的に交換された。

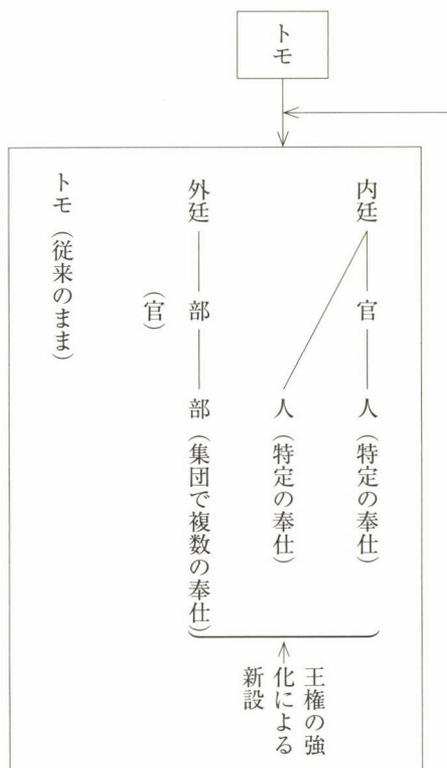
三、この一方、中国で展開されていた「部」の制度も允恭朝には王権のために新設された機関を中心にして導入されていた。それが本格的に展開されるのは百済において独自に展開されつつあった原初的な「部」の制度が伝えられた雄略朝以後のことである。

四、その「部」に奉仕する人びとも「部」とされたが、「部」は複数の内容の奉仕を集団で請け負う傾向が強く、従来のトモの性格を受け継いだと言えるものであった。

これを図示すると次のようになる。

問題はこの「部」に奉仕する人びとのもつ集団性が、「人」よりも

王権の強化



王権との関係を希薄にしたのではないかと言うことである。「人」と王権の間に結ばれた相互互恵的な関係はこの初期の「部」と王権の間にも持ち込まれたであろうが、「部」として奉仕する者は集団で奉仕し、また王に近侍して直接奉仕すると言うよりはその周縁にあつて王の命じた奉仕を展開するが故に、全体的にみると「人」よりも王権との関係が希薄であり、そのために王権との関係は「人」よりも緩やかなものであったのではないか。すなわち「典曹人」は王の典曹に直接、恒常的に勤務する存在であり、「杖刀人」も王の近辺を直接、恒常的に警護する存在とみなされ、王との接点も多いが、穴穂部や刑部の場合、王に命じられてその任に恒常的に就いたとしても、王に直接奉仕

するわけではなく、間接的に王に奉仕するにすぎず、「人」よりは王との関係は希薄なものとならざるを得なかったのである。<sup>67)</sup>このことが以後、「部」にどのような影響を与え、その結果、「部」がいかなる展開を遂げるのかについては別の機会に譲ることとして、ひとまず小稿を終えることとしたい。

註

- (1) 直木孝次郎「人制の研究」(『日本古代国家の構造』青木書店、一九五八年)。
- (2) 埼玉県教育委員会「埼玉稲荷山古墳」(埼玉県教育委員会、一九八〇年)。
- (3) 東京国立博物館「江田船山古墳出土 国宝銀象嵌銘大刀」(吉川弘文館、一九九三年)。
- (4) 吉村武彦「倭国と大和王権」(『岩波講座日本通史』第2巻古代1、岩波書店、一九九三年)。
- (5) なお、吉田晶氏は『倭王権の時代』(新日本出版社、一九九八年)一八八ページにおいて、雄略二三年八月条の「船人」も「人」としての職名に数えているが、一般名称である可能性もあるので省いた。
- (6) 中田薫「我古典の「部」及び「縣」に就て」(『法制史論集』第三卷上、岩波書店、一九四三年)、吉村武彦「倭国と大和王権」(前掲)。
- (7) 鳥根県教育委員会「出雲岡田山古墳」(一九八七年)。なお、本書によれば遺構・遺物から岡田山一号墳の築造年代を六世紀前半から七世紀初め、鉄地銀象嵌「額田部臣」銘大刀の作製年代を六世紀前半から末葉に比定する見解がある。
- (8) 鎌田元一「王権と部民制」(歴史学研究会、日本史研究会編『講座日本歴史 1 原始・古代1』東京大学出版会、一九八四年)。
- (9) 吉村武彦「倭国と大和王権」(前掲)。

- (10) この舎人に対して、鄭氏注賈公彦疏『附釈音周礼注疏』(『十三経注疏』)は「舎猶宮也。主平宮中用穀者也」と注し、その疏に「掌平宮中之政分、其財守以法掌其出入」とあり、宮中の穀物を扱う官であるこの「舎人」は秦以後、天子の侍従官へと変化していくこととなる。
- (11) 『宋書』倭国伝などは元嘉一五年に、珍に安東將軍号、同二〇年に済に安東將軍号、大明六年に興に安東將軍号、昇明二年に武に安東大將軍号が与えられたとする。
- (12) 表1には仁徳朝にも「舎人」が見えるが、仁徳が実在したかも不明なこと、また次の事例が允恭朝のこととなることから、信をおけない。
- (13) 拙稿「ヒコ・スタネ・ワケと王権」(『続日本紀研究』三七〇、二〇〇七年)・「大王と大后」(『日本歴史』七〇八、二〇〇七年)。
- (14) この「舎人」には「人」が付き、中国では「人」を付した制度がかつておこなわれていたこともあって、それに倣って他の奉仕者にも次第に「人」を付していくこととなったのではないか。この背景には「人」字が他の職名に付されている字よりも簡単なことがあったと考えられるが、次第にそれは「ヒト」として定着していくこととなるのである。なお、「舎人」はトネリと訓まれているが中国では「シヤジン」と発音されていた可能性が高い。トネリにあたる始源的なものがまず展開されていて、それを漢字で示す時に「舎人」を借用した可能性はある。このように発音は違うものの、末尾に「人」を付け、組織を整備していったのであるが、その過程で「人」を「ヒト」と発音するようになっていったものと考ええる。
- (15) 吉田晶「東アジアの国際関係と倭王権」(福井勝義・春成秀爾「戦いの進化と国家の生成」東洋書林、一九九九年)。
- (16) 『書紀』欽明一四年六月条。
- (17) 『書紀』欽明一五年二月条。
- (18) 鎌田元一「王権と部民制」(前掲)。
- (19) 吉田晶「稲荷山古墳出土鉄剣銘に関する一考察」(井上薫教授退官記念会編『日本古代の国家と宗教』下巻、吉川弘文館、一九八〇年)、
- 吉村武彦「倭国と大和王権」(前掲)、熊谷公夫「大王から天皇へ」(『日本の歴史』第03巻、講談社、二〇〇一年)第二章。
- (20) 佐伯有清「日本古代の別(和気)とその実態」(『日本古代の政治と社会』吉川弘文館、一九七〇年)・「古代氏族の系譜」(『新撰姓氏録の研究』索引・論考篇、吉川弘文館、一九八四年)、篠川賢「大王と地方豪族」(山川出版社、二〇〇一年)四九ページ、拙稿「ヒコ・スタネ・ワケと王権」(前掲)。
- (21) 拙稿「大王と大后」(前掲)。
- (22) もちろん特定の奉仕に従事する人びとが「人」として組織されたと言っても、時に他の奉仕も命じられたであろうが、その特定の奉仕をなす人びとの奉仕の中心が「人」としての特定の奉仕を務めることであつたのである。
- (23) ここで注意しておかなければならないことは、新しい帰属者が発生し続けたことである。それは渡来者に限らず、倭国内でも発生し、しかもそれは一度に限ったことではなかった。王権は彼らにも奉仕を求めるのであるが、その時、展開しつつある「人」にちなんで、種族名を冠してそのまま「〇〇人」として奉仕を求めたのではない。直木氏が分類した第二类はそれを反映したものである。その意味では直木孝次郎氏が第三類に分類している阿漏人も第二类に含めて問題はないと考える。
- (24) 佐伯有清「新撰姓氏録の研究 本文篇」(吉川弘文館、一九六二年)による。
- (25) 直木孝次郎「人制の研究」(前掲)。
- (26) 倭の五王は冊封されているが、その冊封にあたって姓が必要であつた。前之園亮一氏は「宋書南齊書・名代・猪膏から見た氏姓成立と盟神探湯」(『学習院史学』三八、二〇〇〇年)において、この点を強調している。なお、吉村武彦氏も「六世紀における氏・姓制の研究」(『明治大学人文科学研究所紀要』三九、一九九六年)において、倭王は対宋交渉の必要上、国名を姓として使わざるを得なかつた、と述べ

ている。このことが人姓の使用につながった可能性は十分にある。

- (27) なお、稲荷山古墳出土の鉄剣において「杖刀人」の「首」として「奉事」してきたとある（埼玉県教育委員会『埼玉稲荷山古墳』前掲）が、「杖刀人」とされた集団は別に存在するとも考えられる。すなわち、埼玉県稲荷山古墳出土の鉄剣の主が、在地において代表者そのものであったのか、代表者により奉仕を命じられたのかに関わる。埋葬施設のあり方から後者とも考えられている（坂本和俊「考古学からみた稲荷山古墳の出自」金井塚良編『稲荷山古墳の鉄剣を見直す』学生社、二〇〇一年）が、その場合、稲荷山古墳出土の本来の被葬者が鉄剣の主以下の「杖刀人」を奉仕させていたこととなる。
- (28) 吉田晶「稲荷山古墳出土鉄剣銘に関する一考察」（前掲）、吉村武彦「倭国と大和王権」（前掲）。
- (29) なお『書紀』垂仁二七年八月条にも「祠官」が見える。
- (30) 稲荷山古墳出土の鉄剣の「杖刀人」や江田船山古墳出土鉄刀の「典曹人」が機関名を記していないのは、このためではないか。
- (31) 伊藤循「国家形成史研究の軌跡―日本古代国家論の現状と課題―」（『歴史評論』五四六、一九九五年）。
- (32) 吉田晶「倭王権の時代」（前掲）一八九ページ。
- (33) 前之園亮一「ウヂとカバネ」（大林太良編『日本の古代』11『ウヂとイエ』、中央公論社、一九八七年）・宋書南齊書・名代・猪膏から見た氏姓成立と盟神探湯」（前掲）、吉村武彦「六世紀における氏・姓制の研究」（前掲）。
- (34) 坂元義種「五世紀の八百済大王とその王・侯」（『古代東アジアの日本と朝鮮』吉川弘文館、一九七八年）。
- (35) 川口勝康氏は「瑞刃刀と大王号の成立」（井上光貞博士還暦記念会『古代史論叢』上巻、吉川弘文館、一九七八年）において、珍が反正であることを説いているが、従うべきであろう。
- (36) 黛弘道氏は「允恭天皇の盟神探湯」（『東アジアの古代文化』八八、一九九六年）・「允恭朝に関する考察」（『学習院大学文学部研究年報』

四四、一九九八年）において、人名表記に「〇〇祖」とする段階はウヂ名が未成立であるが、允恭朝からはその記載が少なくなること、また、その允恭朝の盟神探湯記事とを結びつけて、ウヂ名は允恭朝に皇別・神別氏族から始まり、次いで雄略朝から諸蕃へ広がったと説いている。

- (37) 黛弘道「允恭天皇の盟神探湯」・「允恭朝に関する考察」（ともに前掲）。
- (38) 『書紀』履中三年一月条。
- (39) 津田左右吉「上代の部の研究」（『日本上代史の研究』岩波書店、一九四七年）、直木孝次郎「物部連に関する二、三の考察」（『日本書紀研究』二、一九六六年）、本位田菊士「物部氏・物部の基盤についての試論」（『ヒストリア』七一、一九七六年）。なお、直木氏は部民制の導入時期を五世紀中葉ころとみていたため、物部姓の成立もその頃と考えていた。
- (40) 平野邦雄「大化前代社会組織の研究」（吉川弘文館、一九六九年）七五ページ、一〇二ページ。
- (41) 篠川賢氏も「物部氏の研究」（雄山閣、二〇〇九年）三六ページにおいて物部の設置を五世紀末から六世紀はじめにとらえる。
- (42) 平野邦雄「大化前代社会組織の研究」（前掲）一九ページ。
- (43) 『古事記』も名代として刑部が設置されたことを記す。
- (44) 神龜五年山背国愛宕郡雲上・雲下里計帳（『大日本古文書』第一巻三三三ページ）。以下単に巻数とページ数のみを掲げる）、大宝二年御野国本賀郡栗栖太里戸籍（一一二四）。この他養老五年下総国葛飾郡大嶋郷戸籍（一一一九）や天平一年出雲国大稅賑給歴名帳（一一二〇）からも当該地方に集中的に居住していたことが知られる。
- (45) もっとも『古事記』に藤原部の設置記事はみえない。
- (46) 養老五年下総国倉麻郡意布郷戸籍（一一二九二―三〇一）。
- (47) 軽部を狩獵に由来するとみる見解もある（菅野雅雄「軽部とその伝

- 承」『古事記系譜の研究』桜楓社、一九七〇年）が、名代とされている以上、宮廼に由来したと考えられ（狩野久「部民制再考」『日本古代の国家と都城』東京大学出版会、一九九〇年）、また、部民の廃止が孝徳朝に提唱されていること（鎌田元一「七世紀の日本列島」・「部」についての基本的考察」ともに『律令公民法制の研究』塙書房、二〇〇一年）からして、允恭の子供以外に候補者が見あたらないと言ふべきであろう。
- (48) 後述するように狩野久氏は「部民制再考」（前掲）において、部民制の開始を五世紀前半のこととらえている。しかしこの段階のものは部民制そのものであったとは考えられない。六世紀に部民制が展開されるとともにこの初期の「部」が部民制にそのまま移行していったものと考ええる。
- (49) 吉村武彦「倭国と大和王権」（前掲）。
- (50) 津田左右吉『日本上代史の研究』（『津田左右吉全集』第三巻、岩波書店、一九六三年）三五ページ。
- (51) 平野邦雄『大化前代社会組織の研究』（前掲）七五ページ。
- (52) これと同様の記事が『北史』巻九十四、列伝八十二、百済にも見えており、「各有部司、分掌衆務。内官有前内部、穀内部、内掠部、外掠部、馬部、刀部、功德部、薬部、木部、法部、後宮部。外官有司軍部、司徒部、司寇部、点口部、客部、外舍部、綱部、日官部、市部。」とし、続けて「都下有万家、分為五部。曰上部、前部、中部、下部、後部。部有五巷、士庶居焉。」とある。
- (53) 今西龍「百済五方五部考」（『百済史研究』近沢書店、一九三四年）。
- (54) 池内宏「高句麗の五族及び五部」（『満鮮史研究』祖国社、一九五一年）。
- (55) 平野邦雄『大化前代社会組織の研究』（前掲）七五ページ。
- (56) 五世紀における須恵器の生産状況を考えてと、ここにみえる「陶部高貴」に問題はないと考えられる。
- (57) 津田左右吉『日本上代史の研究』（前掲）三五ページ。
- (58) この点、魏の制度が伝えられていて、少しずつ実施されていたと考える余地は残されているが、魏との通交は限られており、また当時の漢字の習熟度からして疑問であり、実質的には倭の五王の遣使以降が問題となると考える。
- (59) この初期の「部」の制の展開を背後から支えたのが渡来者であろう。熊本県江田船山古墳出土の鉄刀に「書者張安也」と見えるが、吉田晶氏は、(一) 江田船山古墳から朝鮮・中国の優品が出土していることから、作刀を命じた无利弓は当地方の有力者であり、朝鮮半島と積極的な交流を独自に展開していたが、(二) そのことを通して倭王権と緊密な関係を持つようになり、「典曹人」に任じられたとし、(三) その无利弓のために「新来の渡来人である「張安」が銘文を書いている」ところに无利弓の官廷での位置が示されている、と説いている（『倭王権の時代』前掲、一六九ページ）。熊本の地に「張安」のような人物が来住していたのであるが、「張安」はその名前のあり方からして中国から直接、あるいは百済を経由してきた中国人であり、宋への遣使によって導入された「部」の制度を彼らの知識を加味して展開していった可能性が高いのである。
- (60) 狩野久「部民制再考」（前掲）。
- (61) あるいはこれらも大局的には「官」とされたかもしれないが、系統を異にするのである。
- (62) 江田船山古墳出土の鉄刀の冒頭に「台天下獲<sup>(60)</sup>□□□□鹵大王」の語がみえる（東京国立博物館『江田船山古墳出土 国宝銀象嵌銘大刀』前掲）が、「獲□□□□鹵大王」は雄略を指す。
- (63) この点、『書紀』履中六年正月条には「始建「藏職」。因定「藏部」。」とあることが注意される。この「職」に「部」とされた者が出向しているのである。この『書紀』履中六年正月条の記事自体はどこまで信をおけるかは不明であるが、機関に部とされた者が出向しているのであり、それは「部」とされた機関にも通じることである。
- (64) 『書紀』雄略一〇年九月条。

- (65) 『書紀』雄略一一年一〇月条。なお、この「養鳥人」はより漢字に慣れ親しんだ段階の産物ではないか。八世紀のことではあるが、「鳥取」(『大日本古文書』三一五八など)・「鳥取部」(『大日本古文書』二二四二など)・「捕鳥部」(『書紀』用明二年七月条)、「鳥部」(『大日本古文書』五二三九など)が存在することからすると、動作が付されるのは鳥部に分化が起きた段階の産物と考えられ、もとは職掌の根幹のみの「鳥」に「人」で事足りていたのではないか。
- (66) なお、刑部は表4のように『新撰姓氏録』に右京諸蕃とされているが、山背、御野、下総の刑部に通じるかは、表4にあるように物部が皇別、神別にそれぞれ配されている例なども参考とするならば、疑問である。
- (67) まだこの段階には、資養者まで含まれていなかった可能性がある。それを含むようになるのは百済の内官十二部制の影響を受けた後世の部民制の段階のことであろう。